

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約第 6 回締約国会議（結果概要）

平成 26 年 11 月
日本国政府代表団

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約第 6 回締約国会議(COP6)が、平成 26 年 10 月 13 日から 18 日までロシア連邦・モスクワにて、120 以上の加盟国及びオブザーバーの参加を得て開催された。我が国からは、外務省（団長）、財務省、厚生労働省からなる 6 名の代表団が本件会議に出席した。主な結果は以下のとおり。

1. 決定等

- (1) 「電子たばこに関する決定」、「通商・投資協定に関する決定」や「課税と価格政策に係る指針」等が採択された。
- (2) 電子たばこに関する決定については、迅速な対応が必要との点では各国で一致したものの、具体的な規制のあり方については意見が分かれた。販売禁止等を主張する意見、電子たばこも「たばこ」として規制することを明記すべきとの意見、締約国の裁量に委ねるべきとの意見があったが、議論の結果、締約国はたばこ製品、医薬品、消費財又はその他の製品として販売禁止又は規制を検討することとされ、製品区分や規制方法については限定的にせず、各国の裁量に委ねられる形となった。
- (3) 通商・投資協定に関する決定については、通商・投資協定からたばこを除外する努力を支持する旨を記載するよう主張する意見と、その記載に強硬に反対する意見が対立したが、最終的に、加盟国に対して将来の貿易投資協定において公衆衛生の観点からたばこを適正に扱う可能性を想起させる旨の記載で採択された。

2. 運営事項等

- (1) 予算案については、2016-2017 年予算は自発的分担金から賄う金額を 9,100 千ドルに維持する形で決定された。
- (2) 次回 COP7 は、インド・ニューデリーで開催されることが決定された。

(了)